

## No.7 土壤汚染調査

### 技術概要

セレスは土壤汚染対策法に基づく指定調査機関（環 2004-1-88）の指定を受け、「広域調査～スクリーニング調査～土壤汚染状況調査計画立案～土壤汚染状況調査～報告」と汚染が判明した場合の、調査から対策まで全てを実施します。

近年の、汚染土壤による人の健康被害への懸念から 2003 年 2 月に施行された「土壤汚染対策法」に基づき、有害物質取扱事業者並びに土地の所有者等は、有害物質により大気または地下水を汚染した場合や指定作業場を統廃合した場合、土地の改変を行う場合について法律に基づく土壤汚染調査および対策を講じる事になりました。

セレスでは、法律に則った土壤汚染調査を実施すると共に、汚染土壤の対策に対しても積極的に取り組み、土壤汚染の拡散防止に努めています。

### 土壤汚染調査の流れ

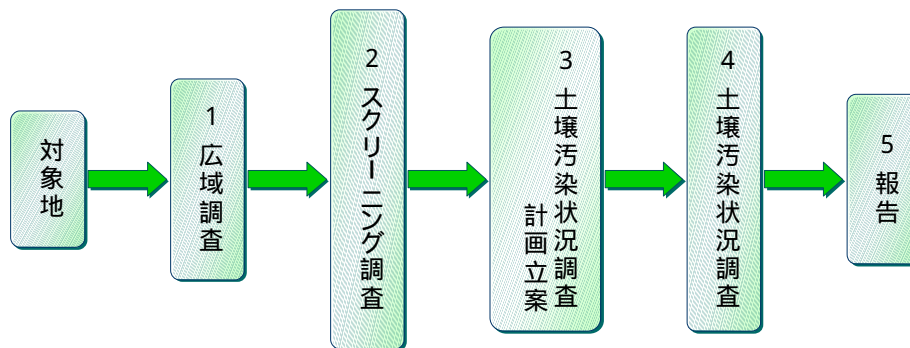


図-1 土壤汚染調査フロー

#### 1) 広域調査

資料等から、特定有害物質が漏洩した場合の物質の移動状況を推定すると共に、対象地周辺における汚染発生状況の確認、周辺の土地・地下水利用に与える影響を評価します。

#### 2) スクリーニング調査

対象地の特定有害物質の使用履歴と現在の使用状況、土地利用履歴、地下水の利用履歴等の資料調査、聞き取り調査、現地踏査を行い、汚染発生の可能性を評価します。

#### 3) 土壤汚染状況調査計画立案

スクリーニング調査において、土壤汚染が存在する可能性がある場合は、汚染物質の種類・汚染の程度を基に土壤汚染状況調査計画を作成します。

#### 4) 土壤汚染状況調査

対象汚染物質が揮発性有機化合物(VOC)の場合は、対象地で土壤ガスの採取を行います。土壤ガスは、現地でガスクロマトグラフ(PID/DRYELCD)を用いて VOC を測定します。

対象汚染物質が重金属または農薬の場合は、対象地で土壤の採取を行い、重金属は、溶出量および含有量を、農薬は溶出量のみを分析します。

分析結果については、計量証明書を発行いたします。(計量証明事業(濃度) 千葉県第 652 号)

## 土壌試料の採取、分析



図-2 土壌ガス採取



図-3 土壌ガス分析



図-4 ハンドオーガによる土壌試料採取



図-5 ネコドリルによる土壌試料採取



(株)セレス

### 問い合わせ先

本社 営業企画部

TEL : (03)5298-3233 FAX : (03)5298-3235

E-mail : ceres-mail@ceresco.jp